別紙様式第九号㈠第五［間接法により表示する場合］中「支払備金の増加額」を「支払備金の増減額（△は減少）」に、「責任準備金の増加額」を「責任準備金の増減額（△は減少）」に、「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「退職給付引当金の増加額」を「退職給付引当金の増減額（△は減少）」に、「その他引当金の増加額」を「その他引当金の増減額（△は減少）」に、「価格変動準備金の増加額」を「価格変動準備金の増減額（△は減少）」に、「有価証券関係損益」を「有価証券関係損益（△は益）」に、「運用不動産関係損益」を「運用不動産関係損益（△は益）」に、「業務用固定資産関係損益」を「業務用固定資産関係損益（△は益）」に、「その他資産（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増加額」を「その他資産（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増減額（△は増加）」に、「その他負債（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増加額」を「その他負債（投資活動関連及び財務活動関連を除く。）の増減額（△は減少）」に、「預貯金の純増加額」を「預貯金の純増減（△）」に、「

少数株主への配当金支払額

」を「

非支配株主への配当金支払額
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入

」に改める。

別紙様式第十号㈠第四［間接法により表示する場合］中「退職給付引当金の増加額」を「退職給付引当金の増減額（△は減少）」に、「賞与引当金の増加額」を「賞与引当金の増減額（△は減少）」に、「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「有価証券売却益」を「有価証券売却損益（△は益）」に、「固定資産処分益」を「固定資産処分損益（△は益）」に、「医療債権の増加額」を「医療債権の増減額（△は増加）」に、「棚卸資産の増加額」を「棚卸資産の増減額（△は増加）」に、「仕入債務の増加額」を「仕入債務の増減額（△は減少）」に改める。

別紙様式第十号㈡第二中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

別紙様式第十号㈡第三中「少数株主損益調整前当期利益（又は少数株主損益調整前当期損失）」を「当期利益（又は当期損失）」に、「少数株主利益（又は少数株主損失）」を「非支配株主に帰属する当期利益（又は非支配株主に帰属する当期損失）」に改める。

別紙様式第十号㈡第五［直接法により表示する場合］中「

少数株主への配当金支払額

」を「

非支配株主への配当金支払額
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入

」に改める。

別紙様式第十号㈡第五［間接法により表示する場合］中「退職給付引当金の増加額」を「退職給付引当金の増減額（△は減少）」に、「賞与引当金の増加額」を「賞与引当金の増減額（△は減少）」に、「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「有価証券売却益」を「有価証券売却損益（△は益）」に、「固定資産処分益」を「固定資産処分損益（△は益）」に、「医療債権の増加額」を「医療債権の増減額（△は増加）」に、「棚卸資産の増加額」を「棚卸資産の増減額（△は増加）」に、「仕入債務の増加額」を「仕入債務の増減額（△は減少）」に、「

少数株主への配当金支払額

」を「

非支配株主への配当金支払額
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入

」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号㈠記載上の注意11、別紙様式第二号㈠記載上の注意9、別紙様式第三号㈠記載上の注意9、別紙様式第四号㈠記載上の注意9及び別紙様式第五号㈠記載上の注意5中「又は誤謬（びゅう）の訂正」を「、誤謬（びゅう）の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

別紙様式第六号㈠第六［間接法により表示する場合］中「貸倒引当金の増加額」を「貸倒引当金の増減額（△は減少）」に、「賞与引当金の増加額」を「賞与引当金の増減額（△は減少）」に、「退職給付引当金の増加額」を「退職給付引当金の増減額（△は減少）」に、「その他引当金等の増加額」を「その他引当金等の増減額（△は減少）」に、「有価証券関係損益」を「有価証券関係損益（△は益）」に、「固定資産売却損益」を「固定資産売却損益（△は益）」に、「外部出資関係損益」を「外部出資関係損益（△は益）」に、「貸出金の純増減」を「貸出金の純増減（△は純増）」に、「預け金の純増減」を「預け金の純増減（△は純増）」に、「貯金の純増減」を「貯金の純増減（△は純減）」に、「信用事業借入金の純増減」を「信用事業借入金の純増減（△は純減）」に、「共済貸付金の純増減」を「共済貸付金の純増減（△は純増）」に、「共済借入金の純増減」を「共済借入金の純増減（△は純減）」に、「共済資金の純増減」を「共済資金の純増減（△は純減）」に、「受取手形及び経済事業未収金の純増減」を「受取手形及び経済事業未収金の純増減（△は純増）」に、「経済事業雑資産の純増減」を「経済事業雑資産の純増減（△は純増）」に、「棚卸資産の純増減」を「棚卸資産の純増減（△は純増）」に、「支払手形及び経済事業未払金の純増減」を「支払手形及び経済事業未払金の純増減（△は純減）」に、「経済事業雑負債の純増減」を「経済事業雑負債の純増減（△は純減）」に改める。

別紙様式第六号㈠第一二2(1)中「

(2)　無形固定資産

」を「

(2)　無形固のれん

」に、「

8　再評価に係る繰延税金資産
9　連結調整勘定

」を「

8　再評価に係る繰延税金資産
7　再評価に係る繰延税金負債
8　連結調整勘定

」に、「

7　再評価に係る繰延税金負債

」に「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。